

# 韓国知的財産ニュース 2018年2月前期

(No. 360)

発行年月日：2018年2月14日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から14日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

※今号はありません。

### 関係機関の動き

- 2-1 キャリアが途絶えた女性向け雇用希望プロジェクト
- 2-2 特許庁、「2018年度業務計画」を発表
- 2-3 民間による知能型特許サービス開発のためにデータを開放
- 2-4 優秀な技術をお金になる強い特許にグレードアップする
- 2-5 大学・公共研の特許で革新成長と雇用創出をリードする
- 2-6 特許庁、「知的財産学」単位銀行制の受講生を募集
- 2-7 特許庁、海外進出企業の知財権保護のために210億ウォンを投入
- 2-8 特許庁と貿易保険公社、中小企業の輸出を支援するMOUを締結
- 2-9 特許庁、2017年下半年期の優秀審査官を選定
- 2-10 知財を基盤にする雇用創出と起業、その答えは中小企業の現場にある
- 2-11 発明が国民の安全と安全産業の発展をけん引する
- 2-12 スタートアップに必要な知的財産サービス、特許バウチャーで負担は軽減し、利用は便利に
- 2-13 特許庁、世界をリードする知的財産人材育成を推進
- 2-14 特許庁の政府革新、2つの心臓が打つ

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 平昌冬季オリンピックのブランド・デザインの中の「韓国的美」

## その他一般

- 5-1 平昌オリンピックの案内サービスは人工知能ロボットに！
- 5-2 5G 移動通信サービス、平昌オリンピックでお披露目される

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 キャリアが途絶えた女性向け雇用希望プロジェクト

韓国特許庁(2018. 2. 1)

韓国特許庁は、キャリアが途絶えた女性が発明を通して経済活動に参加できるよう支援するために「2018 生活発明コリア」を推進すると発表した。

生活発明コリアは、女性による市場性の高い生活密着型製品のアイデアを公募および選定し、知的財産権の出願と試作品製作、事業化に対するコンサルティングなど、発明創業の初期に必要な支援を行う事業である。今年で5年目を迎える生活発明コリアを通じて、さまざまなアイデア製品が発売され、多くの女性がスタートアップ立ち上げに成功した。

代表例としては、大学院生が発明したシングルの寂しさを紛らわせてくれる「フリーハグソファ」、専業主婦が発明したリサイクルゴミを簡単できれいに出せる「移動型分別収集箱」、脱北女性が発明した「洗面台の髪詰まりを防止するバルブ」などがある。

大韓民国の女性なら誰でも生活発明コリアに参加でき、韓国女性発明協会が運営する生活発明コリアのホームページ ([www.womanidea.net](http://www.womanidea.net)) を通じて2月1日から4月5日までアイデアを登録し申請することができる。知的財産権を出願していないクリエイティブなアイデアは<部門1>に、知的財産権を出願したが、製品化したことのないアイデアは<部門2>に申請すれば良い。

登録されたアイデアについては、生活用品として開発できるかどうか、商品性と市場性などを重点的に審査する。審査を通じて選ばれた<部門1>のアイデアについては、専門家のメンタリング、知的財産権の出願、デザイン開発および試作品製作などを支援し、

<部門 2>については、デザイン開発および試作品製作、事業化に対するコンサルティング提供などを支援する。

これらのサポートを受けて完成した試作品は、オンラインで公開されて消費者からの評価を受け、オフラインでは11月末に公開審査および授賞式の場で、大衆に初めて披露される。最終順位に応じ、大統領賞、国会議長賞、国務総理賞、科学技術情報通信部・産業通商資源部・保健福祉部・女性家族部長官賞、特許庁長賞などが与えられる。特に、最高のアイデアに選ばれた人には大統領賞と発明奨励金1千万ウォンが授与される予定である。

特許庁産業財産政策局の局長は「女性の繊細な感性と家事・育児経験から得た、生活で感じた不便さを改善するアイデア製品が成功を収めている」とし、「生活発明アイデアの事業化および創業支援により、女性の経済的自立と雇用創出を積極的に支援する」と述べた。

## 2-2 特許庁、「2018年度業務計画」を発表

韓国特許庁(2018.2.1)

### 1. 基本方向

韓国特許庁は2月1日(木曜)、「2018年度業務計画」を発表した。その内容は、第4次産業革命の時代を迎える中、知的財産による質の高い雇用を創出し、国民の生活の質を改善することを政策目標としている。

そのために、母胎組合新規出資(200億ウォン)、特許バウチャー導入(20億ウォン)、知的財産ベースの起業促進(+30億ウォン)など、今年の雇用創出事業予算を前年比10.3%増の2,330億ウォン(全体事業費に占める割合83.3%)へと大幅に拡大する。

具体的には、①公共部門の質の高い雇用創出の先導、②知的財産サービス業の集中育成、③雇用創出を妨げる規制撤廃、④IPベースの起業活性化支援、⑤中小・ベンチャー企業のIP能力強化、⑥経済的弱者のIP保護強化の6つの課題を重点的に推進する計画である。

### 2. 重点推進課題

#### 1) 公共部門で質の高い雇用創出を先導する

○特許品質向上のために審査人材を増員する。

- (現状) 審査処理期間は 10 カ月で世界的なレベルであるが、主要国に比べ、審査 1 件当たりの投入時間が顕著に少ないため、高品質の特許創出に限界がある。

＜主要国の特許審査 1 件に投入する時間 (2016) ＞

区分	韓国	日本	米国	欧州	中国
投入時間	11.0	17.4	26.0	34.5	29.4

- (計画) 審査処理期間は維持しつつ、先進国レベルの審査投入時間を確保するために、審査人材を増員し、審査品質を大幅に向上させる。

\*特許審査 1 件当たりの投入時間 (時間) : (2018) 13.0 → (2020) 17.4 → (2022) 20.0

⇒そのために 2022 年までに特許審査人材を 1,000 人さらに確保

\*理工系の修士・博士を活用することで質の高い雇用を創出

- 発明教育センター (199 カ所) での創造・融合型発明教育を体系的に実施するために、発明教育専任教師を採用する。

2) 雇用創出効果が大きい知的財産サービス業を集中的に育成する

- 公共部門が主導してきた知的財産サービスを民間に大幅に開放し、公共機関は調査会社に対する評価・管理・教育などを担当する。

＜民間が特許庁の先行技術調査発注量に占めるシェアを伸ばす計画 (案) ＞

区分	2017	2018	2019	2020	2021	2022
民間のシェア	23%	32%	40%	45%	50%	50%以上

- 付加価値の高い知的財産データを、KIPRIS<sup>plus</sup> (\*) を通して拡大・開放することで、知的財産サービス企業が SMART3 (\*) の開放データを活用し、新規・応用ビジネスを立ち上げることができるよう支援する。

\*KIPRIS<sup>plus</sup> : 特許庁が保有している国内外の産業財産権情報を Open API およびバルクデータ方式で加工し、大容量のデータを提供する知的財産情報活用サービス

\*SMART3 : 韓国・米国・欧州の登録特許を低価で迅速に評価できるオンライン特許分析評価システム

- 大学生、R&D 退職人材などを対象に採用連係知的財産教育を実施し、就業率を大幅に引き上げる。

- 知的財産専門教育を地元の大学が実施し、地元の企業がその教育の修了生を採用（300人）するよう自治体（釜山・大田・江原）と共同で支援する。
- 既卒未就業者、R&D退職人材などを対象にIP調査・翻訳などの実務教育を実施し、知的財産サービス企業への採用（200人）も支援する。

○IP直接投資ファンドなどのIPサービス業への投資ファンドを造成（1,000億ウォン）して民間中心にIP投資を強化し、知的財産の収益化・事業化を促進する特許管理専門会社（NPE）の育成を積極的に支援する。

\*NPE型IP投資ファンドを造成（累積）：（2017）11→（2018）15

○特許技術取引・事業化促進および中小企業における特許費用の負担軽減に向けた知的財産分野の税制改善も継続的に推進する。

\*中小企業の特許出願・登録費用税額控除の新設、技術取引課税特例の拡大など

### 3) 雇用創出を妨げる規制を撤廃する

○民間調査会社の参加を拡大し、品質競争体系を強化するために商標・デザイン調査専門機関登録制の導入を推進する。

\*（現状）商標・デザイン調査専門機関を指定制で運営しているため、専門性を持つ民間調査会社の事業参加は制限される

\*特許分野では、専門機関の運営方法を指定制から登録制に既に切り替えている（2017年実施）

○AI・IoTなど、第4次産業革命分野の特許・デザインに対する優先審査を実施し、韓国企業による知的財産の先取りを支援する。

\*特許優先審査については審査請求後、最終決定まで平均5.7カ月かかり、全体の平均16.4カ月に比べて10.7カ月が縮まる

○特許が無効となった場合、すでに納付した特許登録料を全額返すように法改正を行い、審査品質に対する責任行政を実現していく。

○知的財産ベースの中小・ベンチャー企業が長期にわたり、特許権を維持しつつ事業化につなげるよう、特許手数料を大幅に減免する（2018年4月実施）

- 中小・ベンチャー企業の特許権維持費用の負担軽減のために、年金登録料の減免期間を20年目にまで延長するとともに減免幅も拡大する

\* (現状) 中小・ベンチャー企業については、特許登録後、1～3年目は70%、4～9年目は30%減免→(改善) 特許登録後、1～3年目は70%、4～20年目は50%減免

- 出願料および最初登録料の年間納付総額の一部を返し、手数料納付時に使う「特許成長リワード」制度も導入する。

\* 中小企業・個人を対象にし、基準金額を超過する場合、納付総額の10～50%を返す

#### 4) 知的財産ベースの起業活性化を支援する

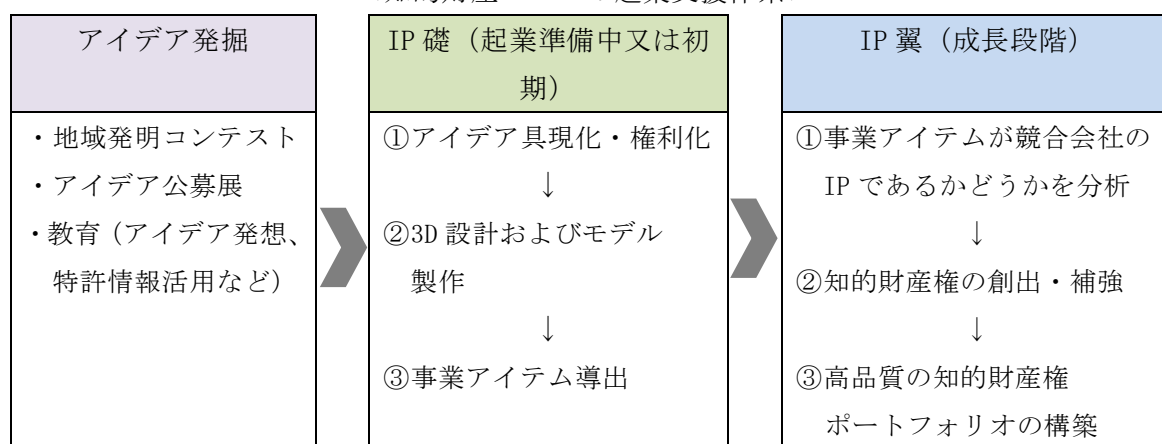
○アイデア・知的財産ベースの起業を促進し、スタートアップへの知的財産支援体系を活性化させることで、スタートアップの生存率を上げ、安定的な成長を後押しする。

\* スタートアップの立ち上げ5年後の生存率(2015、%) : (仏) 44.3、(英) 41.1、(独) 39.1、(韓) 27.3

- スタートアップのアイデア具現化・権利化および事業アイテム導出を後押ししてアイデアの事業化を促進する「IP礎(ティディムドル)」プログラムを拡大(2017年758件→2018年930件)し、

- 「IP翼(ナレ)」プログラムを通し、スタートアップが知的財産競争力を備え、安定的な中小企業に成長するよう、知的財産権に関するコンサルティング(2017年294件→2018年420件)を提供する。

#### <知的財産ベースの起業支援体系>



○スタートアップが流動性危機に直面する3～5年目に、企業の将来価値に基づいて資金を調達できるようIP金融を強化(\*)し、IP金融の対象を、従来の特許権中心から商標・デザイン権へと拡大する。

\* 知的財産金融規模（億ウォン）：（2017） 3,670→（2018） 4,500

5) 中小・ベンチャー企業の IP 能力を強化し、革新的な成長を主導する

○ 中小・ベンチャー企業が特許セーフティネットを確保できるように、知的財産常時対応体系構築を支援する。

- スタートアップが必要とする時期に希望する知的財産サービス（\*）を選択して支援を受ける「特許バウチャー事業」を実施（100社）することで、

\* 国内外の IP 権利化、特許調査・分析、特許技術の価値評価、技術移転（ライセンス）など

- 中小企業の知的財産費用負担を分散・軽減し、リスク管理を支援するための特許控除制度の基盤も整える予定である。

\*（2017）発明振興法改正による特許控除の法的根拠を整える→（2018）施行令改正および特許控除運営要領の制定→（2019）特許控除施行

○ 中小企業向け知的財産サービスを提供することで、付加価値の高い知的財産を創出し、事業化を促進する。

- 第4次産業革命の核心分野で核心特許を創出するために、中小企業向け知的財産-研究開発連係戦略（IP-R&D）への支援を拡大し、

\* 中小企業 IP-R&D 戦略支援（課題）：（2017）228件→（2018）253件

- 輸出有望中小企業に対し、海外出願などの IP 総合サービスを支援する「グローバル IP スター企業」も育成する（新規 130社、累積 510社）

6) 経済的弱者の IP 保護を強化し、公正経済を支える

○ 中小・ベンチャー企業の技術奪取を撲滅させるために、強力な執行を行うと同時に救済手段を導入して問題を是正し、公正経済を実現する。

- 営業秘密侵害および取引過程で発生するアイデア奪取行為に対する調査・是正措置など、迅速な行政救済手段を用意し、

- 特許庁に所属する特別司法警察の業務範囲を、営業秘密・デザイン侵害行為への捜査にまで広げ、技術奪取事件に対する執行力を高める。

- 商品形態模倣行為に対する調査・是正勧告の細部指針づくり、知識財産保護院内の申告センター設置など、制度施行および啓発を積極的に推進する。

- 知的財産権侵害に対する損害賠償制度を改善し、知的財産保護の実効性を大幅に高める。

- 優越した地位にある侵害者などによる悪意のある知的財産（特許権・デザイン権・商標権・営業秘密）侵害に対する懲罰的損害賠償制度を導入し、

- 侵害の疑いを持たれる者に「自分の技術であること（生産方法など）を示す」ようにし、営業秘密だとしても提出する義務を負わせるなど、被害者の立証の負担を軽減する。

- 女性、経済的弱者などが感じる知的財産面での相対的格差を減らす。

- 知財権教育、キャリアが途絶えた女性の IP 分野での再就職、発明創業などを支援するための「女性知識財産振興センター」の設立を推進し、

- 経済的弱者が特許審判で公正に競争できるよう、国選代理人、法律構造（\*）制度も導入する予定である。

- \* 基礎生活受給者、次上位階層などを対象に、審判請求料、代理人費用を支援

### 3. 期待効果および今後の計画

知的財産サービス業市場の規模が拡大(2017年2.1兆ウォン→2022年2.7兆ウォン)し、2022年までに1.2万の雇用が生まれる効果がある。特にこの過程で、理工系の修士・博士、R&D退職者、キャリアが途絶えた女性などに質の高い働き口を提供できると見込まれる。

特許庁の次長は「第4次産業革命時代には知的財産が新産業と雇用創出におけるけん引の役割を果たすだろう」とし、「関係部処、産学研などと緊密に協業すると同時にスピーディーに政策を推進し、新政権2年目に国民が実感できる、目に見える成果を収めることができるよう取り組んでいきたい」と訴えた。



## 2-3 民間による知能型特許サービス開発のためにデータを開放

韓国特許庁(2018.2.1)

韓国特許庁は、韓国の特許情報サービス企業による人工知能技術開発を促すために、特許分野の人工知能学習用データを含む国内外の特許データを、特許情報活用サービス(KIPRIS<sup>Plus</sup>)(\*)を通して開放すると発表した。

\*特許情報活用サービス(KIPRIS<sup>Plus</sup>):特許庁が保有している国内外の特許・商標などのデータを民間に開放するためのサービス(<http://plus.kipris.or.kr>)

まず、民間企業の人工知能を適用した新規サービス開発時に役立つよう、特許技術用語辞典、特許図面のタグ情報、特許有望性評価情報の学習用データの3種(199万件)を1月31日に無料で開放する。

特許技術用語とは、電気電子分野の特許公報から抽出した技術用語に情報通信用語などの付加情報を加えて構築したデータであり、人工知能を開発するための学習データとして活用できる。

特許図面のタグ情報とは、特許公報の図面番号と説明を連携させて構築したデータであり、これを活用すると、図面だけでも発明内容を簡単に把握することができる。

特許有望性評価情報とは、出願情報、引用情報、紛争情報などの59項目からなっており、キーワードを入力することで特許有望性サービスの開発に活用できる。

こうしたデータは、科学技術情報通信部による「2017年知能情報産業インフラ造成事業」を通じて蓄積された。

さらに、米国の商標公報、請求範囲の変動履歴、塩基配列、合金の組成比などに関する1,100万件の国内外の知的財産データ4種も追加で開放する。これを活用すれば、特許の権利範囲の把握および海外市場に進出する企業の商標戦略策定に役立つだろう。

開放されたデータは、特許情報サービス企業による知能型サービスの開発、特許情報を活用するスタートアップの活性化に寄与するとみられる。

特許庁情報顧客支援局の局長は「第4次産業革命時代の革新成長基調に合わせ、人工知能をはじめとする知能化技術の核心資源である特許データを積極的に開放することで革

新につなげる力を高め、良質の雇用が生まれるよう、多角的に取り組んでいきたい」と述べた。

#### 2-4 優秀な技術をお金になる強い特許にグレードアップする

韓国特許庁(2018.2.1)

韓国特許庁と韓国科学技術研究院は2018年2月1日(木曜)午後3時に韓国科学技術研究院(KIST)で両機関長が出席する中、特許ベースの科学技術を育成するための業務協約を締結した。

韓国科学技術研究院(\*)は、2012年から特許庁の特許戦略支援(IP-R&D)事業に参加し、50の研究課題で約130件の核心・源泉特許を確保している。こうして確保した特許を活用して、17件の課題については技術移転済み、あるいは推進中であり、特許戦略支援事業を実施してから韓国科学技術研究院の技術料収入は2011年の27億ウォンから2017年には75億ウォンへと大幅に増加した。

\*韓国初の科学技術研究所(1966年に設立)。25の科学技術分野研究機関への2016年出捐予算(4兆7,969億ウォン)のうち、6.3%(3,046億ウォン)を獲得した科学技術R&Dの代表的機関

今回の協約を通し、両機関は研究開発の革新と効率性向上のためには、特許情報の戦略的活用が何より重要であるとの認識を共にし、今後、「優秀な技術」と「お金になる強い特許」の連携を強化することにした。

このため、特許庁は韓国科学技術研究院が研究している分野に対する特許ビッグデータ分析情報を提供することで優秀な特許が創出できるよう支援すると共に、既に保有している特許についても深層分析を行い、特許の補強、技術移転需要先の発掘および放棄に関する戦略を提示するなど、管理・活用戦略を支援する予定である。

また、韓国科学技術研究院が自主的に強い特許を創出・活用できるように特許管理システムの改善案についても協議し、定着させる計画である。

さらに、特許庁は韓国科学技術研究院に所属する研究員に特許ベースの研究開発方法論と職務発明補償制度に関する教育を実施する一方、韓国科学技術研究院は、特許庁審査官に最新の科学技術情報を伝え、技術諮問を行うこととした。

特許庁長は、「第4次産業革命時代における革新技術を確保するために研究開発の企画・遂行・評価過程で特許情報を戦略的に活用すれば、研究の生産性を飛躍的に高めることができる」とし、「今後も大学・公共研に対する特許-研究開発連携戦略を拡大し、革新成長の基礎である核心・源泉特許を先取りできるよう、積極的に支援する」と述べた。

韓国科学技術研究院の院長は、「今回の業務協約を通じ、韓国科学技術研究院が追求する挑戦・革新・社会問題解決型の研究成果が、強い特許の創出・活用につながり、国家革新成長と国民の生活の質向上に役立つことを期待している」と述べた。

## 2-5 大学・公共研の特許で革新成長と雇用創出をリードする

韓国特許庁(2018.2.5)

大学と公共研究機関が保有する優秀な特許技術を企業に移転することで革新成長を導くために、韓国特許庁は2018年大学・公共研の知的財産事業化支援事業を拡大・施行すると発表した。

この事業は、発明インタビュー支援、製品単位の特許ポートフォリオ構築、特許経営専門家の支援の3つの細部事業からなり、総事業費は46.2億ウォンとなる。

発明インタビュー支援事業は、昨年までは技術・特許専門家が優秀な発明を選別する方式で行われたが、今年からは企業の需要を最優先に考えて出願対象発明を選別する、需要ベースの発明インタビューに切り替え、全30機関に拡大される予定である。その背景には昨年、釜山大学を含める2つの機関で試験的に実施した需要ベースの発明インタビュー制度が、市場の観点から価値のある発明を出願する効果を収めたと評価したことがある。

\*発明インタビュー支援（需要ベース/全体）：2017（2件/30件）→2018（30件/30件）

また、発明インタビュー支援方式も多様化した。従来は、すべての機関が発明インタビューについて100件ずつ支援を受けてきたが、今年は50件の支援を受けることも選択できる。これは、特許出願件数が少ない大学・公共研も気軽に発明インタビュー制度を活用可能にするためである。

\*機関当たりの支援金額：3,000万ウォン（発明インタビュー、100件）、1,500万ウォン（発明インタビュー、50件）

製品単位の特許ポートフォリオ構築支援事業とは、大学・公共研が保有している特許を市場のニーズに合わせて製品ごとにまとめた後、企業に移転するよう支援する事業である。商用化に失敗する可能性が高い初期段階の技術革新の場合、技術完成度を高めるために概念や試作品の検証など、特許商用化に対する検証も支援する。

特許庁は製品単位の特許ポートフォリオ構築支援事業について、昨年の 24 課題から今年は 35 課題に拡大し、そのうち 20 課題に対しては特許商用化の検証まで支援する予定である。また、昨年までは各機関が申請できる課題数を一つに制限したが、今年は複数の課題を申請することも認める予定である。

\*ポートフォリオ構築支援課題の数/特許商用化検証：2017（24 件/15 件）→2018（35 件/20 件）

\*課題別の支援金額：4,500 万ウォン（ポートフォリオ構築）、7,000 万ウォン（特許商品化検証の追加）

特許庁は大学・公共研の知的財産管理能力を向上させるために今年、4 つの機関に特許経営専門家を派遣する予定である。

\*特許経営専門家は計 14 人で、派遣期間（最大 3 年）が終了した 4 人を新規で派遣する予定

特許庁産業財産政策局の局長は、「大学・公共研は国家 R&D 予算の 69%を受けており、博士級人材の 78%を保有する革新の源泉」とし、「大学・公共研が保有する革新的な特許技術を、中小・中堅企業に供給できるようにし、革新成長と質の高い雇用創出につなげたい」と強調した。

詳細発表については、特許庁のホームページ（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）と韓国特許戦略開発院のホームページ（[www.kista.re.kr](http://www.kista.re.kr)）で確認できる。

※事業申請に関するお問い合わせは、韓国特許戦略開発院の特許活用チーム（02-3475-8512、8518）にまで。

## 2-6 特許庁、「知的財産学」単位銀行制の受講生を募集

韓国特許庁(2018.2.5)

韓国特許庁は 2 月 5 日（月曜）から 2 月 28 日（水曜）まで約 3 週にわたり、2018 年 1 学期に単位銀行制オンライン課程での「知的財産学」の受講者を募集すると発表した。

\*単位銀行制とは、「単位認定等に関する法律（法律第 13229 号）」に基づき、教育部が認めた教育機関で取得した単位を集め、一定の基準を満たしている受講生に学士の学位を授与する制度

特許庁国際知識財産研修院が無料で運営する「知的財産学」専攻課程は、2017 年には 11 科目を運営し、6,329 人が単位を取得している。2015 年から「知的財産学」専攻課程を運営し、2017 年に初めて 3 人の知的財産学士を輩出した。

2018 年の 1 学期には「知的財産概論」、「特許法」、「デザイン保護法」、「法学概論」、「自然科学概論」、「技術経営論」、「インターネットと知的財産権法」と、新たに導入される「特許明細書作成実務」を含め、8 科目が開設される。特に、「特許明細書作成実務」は、知的財産学単位銀行制を導入してから初めて運営される実習科目として多くの受講生が申請すると見込まれる。

知的財産学単位銀行制は、高卒または同等の学歴を持つ一般人なら誰でも参加できる。特許庁と単位交流をしている忠南大学、全北大学、東明大学、仁済大学、啓明大学、済州大学、慶一大学、漢拏大学の在学生の場合、単位銀行制を通じて取得した単位を大学で認めてもらえる。

特許庁国際知識財産研修院の単位銀行制ホームページ (<http://cb.ipacademy.net>) で申請でき、1 学期は 3 月 2 日から 6 月 14 日まで 15 週間行われる予定である。

国際知識財産研修院の院長は「第 4 次産業革命時代を迎え、知的財産分野の専門人材を養成するために教育コンテンツと教育課程を継続的に拡大し強化していきたい」と述べた。

## 2-7 特許庁、海外進出企業の知財権保護のために 210 億ウォンを投入

韓国特許庁(2018.2.5)

韓国特許庁は、海外進出している中小・中堅企業の知的財産権を保護するために、今年度は前年比 15%増の 210 億ウォンの予算を投入すると発表した。

米国、欧州などの先進国との間では特許紛争が継続的に発生しており、中国などの途上国との間では技術格差が縮まっている状況を考え、今年度は革新成長分野の輸出企業支援に重点を置いて事業を推進することにした。

このため、企業の申請に依存していた従来の消極的な支援方式から脱し、革新成長の輸出企業を積極的に発掘し、特許紛争の予防戦略および回避設計など、海外進出のための総合的なコンサルティングを支援する。

また、海外知識財産センター（IP-DESK）、知財権訴訟保険も活用するなど、多角的な支援を行う予定である。さらに、従来は商標・デザインに限って支援していた IP-DESK の出願費用を特許まで拡大するとともに、それに必要な付帯費用も増やし、現地での特許競争力を備えることができるよう力を入れる予定である。

一方、中国、東南アジアなどの途上国では韓国企業の商標が無断で先取りされ、オンライン・オフライン上で偽造品が流通する問題が後を絶たない。そのため、そうした問題に対応するために選択と集中、自動化されたモニタリングシステムを通して効率的に支援していく予定である。

まず、昨年 9 月、中国の商標ブローカーに対する無効審判での勝訴事例に基づき、今年には「共同対応協議体」支援事業を活用し、できる限り申請企業すべてを支援する予定である。また、海外のオンライン・オフラインで流通する偽造品による被害に対応するためにも、中国の一部の電子商取引企業に限定していた偽造品に対する対応協力を、タイ、インド、ベトナムなどの主なショッピングモールへと拡大する。

最後に、増え続けているゲームおよびアニメーションなど、韓流コンテンツの輸出を考え、海外でのコンテンツの商品化および知財権保護戦略の策定などに対する支援も本格化する。

特許庁は 2017 年、知財権保護の必要性が高いインドとインドネシアで IP-DESK を追加で開所した。全体の IP-DESK（14 カ所）では 6,598 件の法律諮問や出願費用支援、侵害調査などを行い、紛争コンサルティングでは前年比 31% 増の 640 社、訴訟保険では前年比 17% 増の 258 社を支援した。また、中国のオンラインショッピングモールで偽造品を販売する掲示物 20,302 件を削除する成果を上げたと発表した。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「海外知財権紛争支援事業を通じ、韓国企業の知財権に対する意識と対応力が向上し、海外進出もさらに活発になることを期待している」とし、「外交部、産業部などの政府関係部処および KOTRA、韓国知識財産保護院などの知財権保護の専門機関と積極的に協力することで、韓国企業の海外進出に役立つような政策を継続的に推進していきたい」と述べた。

## 2-8 特許庁と貿易保険公社、中小企業の輸出を支援する MOU を締結

韓国特許庁(2018.2.5)

韓国特許庁と韓国貿易保険公社は、中小企業が海外進出を準備する段階から輸出関連保険を積極的に活用できるよう協力し支援する。

両機関は2018年2月2日(金曜)午後3時、韓国貿易保険公社の本社(ソウル鍾路区)で両機関長が出席する中、中小企業の輸出を支援する協力体系を強化するための業務協約(MOU)を締結した。

今回の業務協約は、輸出企業が海外で特許訴訟に巻き込まれるなど、知財権紛争や貿易取引、為替レートなどをめぐり、危険にさらされることを考え、海外知財権訴訟保険と貿易保険のような、輸出における安全弁をより簡単に活用できるよう支援するために推進された。

両機関は企業の海外進出支援強化に重点を置き、知財権訴訟保険と貿易保険への同時加入時の優遇幅の拡大、雇用創出の効果が高い輸出企業の優先支援、海外知財権保護に関するコンサルティングや相談などを推進し、相互輸出支援制度の利用活性化に向けた協力も続けていくことにした。

まず、企業が海外知財権訴訟保険と貿易保険に加入する場合、優遇幅を拡大する。これは、輸出に関連する政策性保険を共同で支援する初の事例であり、中小企業にとっては輸出リスク分散が何より欠かせないという認識を共有した結果である。

貿易保険に加入する企業が海外特許紛争に備え、知財権訴訟保険への加入を希望する場合、加入保険料の10%を減免してもらう。訴訟保険に加入する企業が貿易保険に加入する場合も同じである。

また、雇用を創出する輸出企業を優遇する。特許庁は貿易保険公社の支援を受ける雇用創出中小企業が、海外で知的財産権紛争に巻き込まれる時、優先支援サービスを提供する。両機関は今後、輸出拡大や雇用創出支援政策に積極的に取り組む予定である。

さらに、両機関は、海外進出時に知財権および貿易関連紛争で苦境に立たされる中小企業の相談に乗るだけでなく、海外知財権保護コンサルティング、企業の認識向上のための共同広報および教育など、総合的な支援を推進することにした。



特許庁長は「中小企業の特許をはじめとする知的財産権が保護を受けることができなければ、技術開発および事業化、輸出拡大はできない」とし、「貿易保険公社と協力し、韓国企業の輸出におけるセーフティネットを作って、引き続き支援していきたい」と述べた。

## 2-9 特許庁、2017年下半期の優秀審査官を選定

韓国特許庁(2018.2.6)

韓国特許庁は2月6日(火曜)15時、政府大田庁舎の大会議室で高品質の審査を行い、審査品質向上に貢献した優秀審査官などを選定して授賞式を行う。

最優秀審査官には、パク・ヒジョン審査官(商標デザイン審査局)、チョン・スン審査官(特許審査企画局)、キム・ホヨン審査官(特許審査1局)、ファン・ジョンボム審査官(特許審査2局)、チョン・デニョン審査官(特許審査3局)が選ばれる栄誉に輝いた。

夫婦とも特許庁で働くムン・ヘジン審査官(特許審査2局)、パク・グモク(特許審査1局)審査官が優秀審査官に選ばれ話題となり、「二人とも優秀審査官に選ばれ嬉しく、これからは審査業務の悩みについて話し合い、互いを応援する同僚審査官になるよう努力したい」と受賞の感想を伝えた。

詳しく見ると、審査分野では、優秀審査官45人(最優秀審査官を含む)、優秀審査パート長15人、スキルアップ優秀審査官8人、優秀審査課10課を選定した。一方、審判分野では、優秀審判官6人、優秀訴訟遂行官1人、優秀審判部2つを選定して、審査・審判官75人、審査・審判12部署が受賞する。

審査・審判品質コンテストで個別審査件に対する審査評価結果、各種審査品質指標および品質向上のための努力について評価した後、受賞者が選定された。

特許庁長は「審査品質向上のために一生懸命に努力してくれた全ての審査官に感謝の気持ちを伝えたい」とし、「第4次産業革命時代には強い特許のような知的財産が重要であるため、あらゆる審査能力を品質向上に注ぎ、審査品質面で目に見える成果が出られるように努力してほしい」と訴えた。



韓国特許庁長は、2月6日(火曜)18時30分、忠清北道清州で忠清北道地域の中小企業CEOと中小企業の知的財産に関する懇談会を開催した。今回の懇談会は、知的財産を基盤にする中小企業の雇用創出と起業事例を発表・共有し、中小企業が抱える経営上の問題点について議論するために設けられた。

最初に事例を発表したマルオン社は、特許庁の支援を受けたことが契機となり、弁理士などの知的財産専任の人材を採用し、知的財産経営文化の定着に注力してきた。その結果、米国・欧州など63カ国へ輸出するようになり、世界のバッテリー再生市場でシェア1位となった。また、従業員も6人採用するなど、忠清北道の知的財産強小企業に成長した。

2012年に立ち上げたファインドモール社は、コア技術・特許基盤が不十分であるため、立ち上げ3~5年目の企業が陥りがちな経営難である「死の谷(Death Valley)」に直面した。特許庁は、同社のコア技術を高度化するとともに、実施権契約を通じてロイヤリティ収益を確保するよう支援した。現在は第2工場の拡張と新規採用(8人)を控えており、立ち上げ後の危機を知的財産を活用して乗り越えたといえる。

このように特許庁は、「IP礎(ティディムドル)・翼(ナレ)」事業を通じ、起業家およびスタートアップを支援し、学生-企業-学校を連携させることで、知的財産専門人材や青年の就業を支援している。また、「特許控除制度」、「特許手数料・登録料減免」のような、中小企業の経営負担を軽減する対策を講じ、新規創業および中小企業の成長につながるよう多方面で努力している。

懇談会では、人件費の負担増加、輸出環境の悪化、技術奪取など、中小企業の厳しい経営環境についての意見も聴取し、解決策について議論した。特に、最近の最低賃金引き上げにより、中小企業の経営環境が悪化したことに耳を傾け、政府の雇用安定資金支援および社会保険料軽減、雇用延長支援金の拡大などの政策を説明し、中小企業が積極的に活用するよう呼びかけた。

特許庁長は、「韓国社会の雇用問題を解決するためには、革新型創業の拡大と技術力に裏付けられた中小企業の健全な成長が欠かせない」とし、「韓国の中小企業が知的財産を基盤にする革新成長と雇用創出の主役になるよう現場と意思疎通を図り、積極的な支援政策を展開していきたい」と明らかにした。

韓国特許庁は警察庁、消防庁、海洋警察庁と共同で安全分野の革新技術を発掘し、その技術を知的財産化することで、国民の安全技術開発を促進するための業務協約(MOU)を2月7日(水曜)午前10時30分、政府ソウル庁舎の大会議室で締結した。

最近、社会・自然災害が起り、高齢化や施設の老朽化が進んでおり、国民の安全や命を守る安全技術の発掘や開発に対する必要性が増し、各機関の知的財産を体系的に管理・活用するための協業が強調されたためである。

\*浦項地震(2017.11)、霊興島釣り船事故(2017.12)、堤川火災事故(2017.12)、平沢タワークレーン崩壊事故(2017.12)などが相次ぎ、国民の不安が高まっている

今回の業務協約を通じ、特許庁を含む4つの機関は、「国民安全発明チャレンジ」を共同開催し、災害現場や治安現場で活動してきた公務員が経験から得たアイデアや技術を特許で権利化・事業化につなげ、民間に技術移転できる支援体系を構築することにした。最終的に選定された公務員には表彰と報奨金が与えられ、その技術が特許として登録・活用されると、職務発明制度に基づき、登録補償金と技術ロイヤリティの50%を受け取ることになる。

また、4つの機関は、各庁が保有する安全技術を知的財産権として体系的に保護・管理・活用できるように、知的財産専任組織を活性化し、職務発明制度を通じて革新的な安全技術を発掘・管理するために協力を強化する予定である。

業務協約(MOU)の締結式では、各機関が保有する特許技術も展示された。警察庁は、犯罪現場で血痕をすぐに発見できる「ルミノール新薬」を、消防庁は「しゃべる消火器」を、海洋警察庁は持ち歩きやすいうえ、従来の機能を大幅に改善した「移動ロボット」などを展示した。これらは、各機関の公務員が自ら開発して災害現場や治安現場で国民の安全と命を守るために活用されている。

特許庁長は「今回の協約は、国民の安全に対する専門知識と技術を保有する18万の警察・消防・海洋警察庁の公務員が現場から得たアイデアや革新技術を発掘し、体系的に活用するために結ばれた」とし、「4つの機関の協業を通じて発掘された安全技術を知的財産権として保護し、安全分野で新たな市場や雇用が生まれるよう、積極的に支援していきたい」と述べた。

## 2-12 スタートアップに必要な知的財産サービス、特許バウチャーで負担は軽減し、利用は便利に

韓国特許庁(2018.2.8)

2014年、Googleが32億ドルで買収したスタートアップ「NEST」の場合、約300件に至る特許ポートフォリオが高額買収の決め手となったと知られている。一方で2012年、モバイルアプリケーションを簡単に作れるソフトウェアを開発した韓国のベンチャー企業は、Googleからの3千万ドル投資を受ける直前まで進んだが、関連特許を確保していないという理由で失敗に終わった。

このように特許などの知的財産（IP）は、スタートアップのビジネスを競争会社から守るとともに、企業の価値を高め、投資誘致、業務提携やエグジット（買収および上場）を促進する。

韓国のスタートアップもIPの重要性について認識しているが、現金不足のスタートアップにとって数百万ウォンから数千万ウォンに至るIPサービス費用はかなりの負担であった。

韓国特許庁は今年から新規に施行する「スタートアップ（\*）特許バウチャー事業」を通じ、約10億ウォンで100社程度を支援すると明らかにした。

\*（スタートアップ）革新的な技術とアイデアを保有し、高リスク・高成長・高収益の可能性を持つ新興ベンチャー企業を指す

特許バウチャーを活用すると、今後、有望なスタートアップは必要なIPサービス（\*）や機関を自由に選択して利用できるようになる。

\*（IPサービス）国内外のIP権利化、特許調査分析、特許技術価値評価、技術移転など

バウチャーはIP保有の有無、業歴、規模により、小型と中型の2種類がある。それぞれのバウチャー金額の自己負担金（30%、現金）を前払いした後、バウチャーをポイントで発給してもらい使用できる。

### <バウチャーの種類>

○小型バウチャー（500万ウォン以内）：IPがない初期スタートアップが対象となる

\*立ち上げ3年未満、売上高10億ウォン未満

○中型バウチャー (2,000 万ウォン以内) : 成長期・有望なスタートアップが対象となる  
\* 立ち上げ 7 年未満、売上高 100 億ウォン未満、出願または登録 IP 1 件以上を保有

支援対象の選定基準は、第 4 次産業革命関連の挑戦的な課題 (\*) を追求する技術・IP を基盤にするスタートアップであり、書類と面接評価を経て選定される。

\* 新製品/サービス/工程開発または従来の製品/サービス/工程を画期的に改善

スタートアップの多様なニーズに応えるために、バウチャーの再発給を含む、追加の支援策も用意した。

スタートアップは再発給申請ができ、年間最大 3 回まで申請可能である。サービス利用後、バウチャーに残高がある場合、自己負担金の割合 (30%) は還付を受けることができる。

また、特許バウチャーに選定されたスタートアップが、海外進出時に予想される IP 紛争に備えたい場合、特許庁の「知的財産権紛争予防コンサルティング (韓国知識財産保護院)」と連携し、支援を受けることができる。

同事業で、IP サービスの提供を希望する機関 (特許事務所・法人、その他の IP サービス企業など) は、サービス提供機関プール (Pool) に登録を申請し、各分野の基準を満たすと、登録できる。

特許庁産業財産政策局の局長は「革新成長のためには、スタートアップの核心資産である創造的なアイデアと新技術を、迅速かつ柔軟に保護することが重要だ」とし、「特許バウチャー事業を通じ、スタートアップが保有する知的財産の競争力向上だけでなく、スタートアップが希望するサービスと業者を自ら選択することで知的財産業界のサービス品質も高まると見込まれる」と述べた。

同事業への申請と IP サービス機関の登録は、2 月 12 日 (月曜) から 3 月 9 日 (金曜) までであり、詳細については事業管理機関である韓国特許戦略開発院のホームページ ([www.kista.re.kr](http://www.kista.re.kr)) で確認できる。

参考	2018 年度スタートアップ特許バウチャー事業の概要
----	----------------------------

□事業概要

○スタートアップの IP 競争力を向上させるために、スタートアップにバウチャーを発給すれば、スタートアップは IP サービスメニューと Pool に登録された機関のうち、自社にとって必要なサービスおよび機関を自由に選択・利用し、バウチャーで費用を支払う

□支援対象

○ 第 4 次産業革命関連の挑戦的な課題（\*）を追求する技術・IP ベースのスタートアップ（\*\*）

\* 新製品/サービス/工程開発または従来の製品/サービス/工程を画期的に改善

\*\* 韓国国内に設立された非上場会社（登録された個人事業者または法人）で起業準備者は除く

○選定手続き：書類と面接評価を経て選定

< 評価項目および指標（案） >

評価項目		評価指標	配点
技術性、 IP 確保 可能性 (30 点)	技術の 優索性	保有アイデア・技術は従来のアイデア・技術または競争会社の技術に比べ、差別性（競争力）があるのか？	20 点
	IP 確保 可能性	保有アイデア・技術は特許または営業秘密で保護できるのか？	10 点
市場性 (30 点)	市場 需要	事業アイテム関連市場が十分であるのか？ (Product-Market Fit)	20 点
	商用化 可能性	技術・アイデアの完成度・水準などは商用化する可能性が高いのか？	10 点
起業者 (チーム) 能力 (40 点)	起業者	起業者の情熱、リーダーシップ、実行力など、起業家精神関連の能力	20 点
	構成員	起業者以外、スタートアップ構成員の能力	20 点
加 点 (10 点)		VC、エンジェルなどから投資を誘致（基準金額以上）する企業、職務発明優秀認証企業など	10 点

□支援規模：計 903 百万ウォン（バウチャー発給予算）

バウチャー 金額	小型バウチャー (500 万ウォン以内)	中型バウチャー (2,000 万ウォン以内)
-------------	-------------------------	---------------------------

(自分負担)	(現金 30%)	(現金 30%)
支援資格	立ち上げ3年未満、 売上高10億ウォン未満	立ち上げ7年未満、 売上高100億ウォン未満、 IP(特許、実用新案、デザイン)出願/ 登録1件以上
発給限度	年3回発給可能(中型バウチャー最大6千万ウォン)	
選定周期	年3回(2~3月、6~7月、10~11月)	
IPサービスメニュー	国内外のIP(特許、実用新案、商標、デザイン)権利化、特許調査・分析、特許技術価値評価、技術移転(ライセンス)の中継など * (利用不可) 一般法律会計サービス、事業申請前の利用サービス、IP出願・登録手数料など	

□バウチャー発給および使用など

- (発給) スタートアップの「自分負担金(現金30%)」を前払いした後、バウチャー金額がポイントで発給される。スタートアップが発給されたバウチャー金額の80%以上を使った場合、バウチャー使用期限以内に限度(\*)内で再発給可能  
\*年3回まで発給可能で、予算が尽きるまで支援(選抜時、優先順位を付与)
- (使用) スタートアップはバウチャー使用期限以内にIPサービスを自由に利用し、バウチャーで 手数料(\*)を支払う  
\*個別サービス手数料(供給価格)が精算限度を超過する場合、超過分は利用者が負担し、手数料に対する付加価値税(10%)も利用者負担(サービス遂行機関に別途で支払う)となる
- (還付) バウチャー使用后、残高から自分負担金の割合(30%)を還付
- (精算) サービス終了後、遂行機関のサービス結果・税金計算書の提出、利用者および管理機関の確認後、精算(遂行機関がもらったポイント→現金)

□推進日程

推進内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業説明会												
公告、申請 および選定		1次				2次				3次		
バウチャー発給			1次				2次				3次	
バウチャー使用			1次			1次、2次				3次		

□その他事項

- （サービス提供機関）サービスの種類・専門技術分野別に特許事務所、特許調査・分析業者などを募集し、Pool を構成（上下半期）

<POOL 登録資格基準（案）>

- （共通）韓国国内に登録した業者（個人事業者および法人）または公共機関
- （IP 権利化）弁理士を 3 人以上
- （特許調査・分析）業歴 1 年以上、専門人材 2 人以上、実績 5 件以上
- （特許技術価値評価）15 の発明評価機関
- （技術移転）業歴 1 年以上、技術移転の実績 5 件（契約書基準）以上

連絡先	韓国特許戦略開発院（02-3287-4217） ホームページ： <a href="http://www.kista.re.kr">http://www.kista.re.kr</a>
-----	--

2-13 特許庁、世界をリードする知的財産人材育成を推進

韓国特許庁(2018.2.8)

韓国特許庁国際知識財産研修院は 7 日、「2018 年度国家知的財産教育訓練総合計画」を発表し、今年 188 の集合教育課程と 308 のオンライン教育課程を開設し運営すると発表した。

総合計画によると、今年は集合教育で 1 万人、オンラインで 31 万人など、昨年より約 5 万人増の年間約 32 万人を対象にし、特許法、デザイン保護法などの知的財産と発明の教育を実施する予定である。

特に、今年は世界的レベルの知的財産人材育成を目指し、審査・審判品質を向上させるための専門性強化、知的財産の実務環境に役立つ需要者向け教育運営、他の機関との業務協力（MOU）を締結し、知的財産学の単位銀行制拡大、海外の知的財産権研修機関との協力事業などの課題を重点的に推進する方針である。

まず、特許庁職員による審査・審判品質を向上させるための教育は、パーツ長・審判官を対象にし、職務別に専門教育課程を運営するとともに、教育評価の結果が教育課程の改善につながる還流機能を強化する予定である。



審査官向けの新技術教育課程では、R&D や産業の動向などの分析結果を反映して教育計画を設計・運営し、AI、ビッグデータなどの将来技術関連審査に先んじて対応できるように、最新の技術資料も審査官に提供する計画である。

一般向けの教育分野では、弁理士実務修習を充実させるために、集合教育で出願、審判・訴訟実習などの実習を中心に教育を実施する。青少年のためには アルディーノ (\*)、ドローン関連のコーディング教育を活性化し、創造発明体験館の老朽施設を VR、AR などの最新設備に替える。また、全国の 199 の発明教育センターなどと協力体系を構築し、学生と教員による発明教育を強化する。さらに、質の高い審査のために、先行技術調査員の教育課程を新規、中堅、深化過程に細分化し提供する予定である。

\*アルディーノ (Arduino) : オープンソースベースの小型回路基板コンピュータで、さまざまなセンサー、部品をつなげて LED、モータなどを制御

2015 年から導入された知的財産学の単位銀行制をさらに拡大するために、圏域別の拠点大学、中央部処、国防部の陸海空軍を対象に、業務協力 (MOU) を締結し、受講生を増やす計画である。特に、圏域別の拠点大学の場合、2017 年の 11 大学から 2018 年の 13 大学への拡大を推進する。受講生の満足度向上のために、現行の課程を一般人の学位取得課程と大学生の単位取得課程に分けて運営する予定である。

他にも、海外研修機関との協力事業を推進するためには現在、実施している中韓の知的財産研修機関間の協力事業を拡大する。そのためにサムスン電子、アモーレパシフィックなど、駐中韓国企業の特許担当者を対象にし、中国の特許審査に対する実務教育を運営する予定であり、中韓間のオンライン分野における協力事業も拡大する計画である。また、日中韓 3 カ国の協力関係のために、各国特許庁の研修機関が共同で、一般対象の知的財産権関連のセミナーも開催する予定である。

特許庁国際知識財産研修院長は「第 4 次産業革命時代をリードしていく知的財産専門人材を育成する重要性は日増しに高まっている」とし、「運営中の教育課程の評価および還流過程を通じ、実際に受講者に役立つ教育プログラムを開発するために持続的に努力する」と述べた。

※教育計画に関する詳細は、研修院のホームページ (<http://iipiti.kipo.go.kr>) で確認できる。



1月30日、長次官ワークショップで強調された国民が共感できる政策を発掘・推進するための政府革新活動が各部処で本格化している。特許庁は「知的財産政策国民0n室」と「特許路1番街」を通じ、需要者である国民の視点から知的財産政策と特許庁の政府革新を体系的に推進すると発表した。

「知的財産政策国民0n室」は、特許庁が政策を推進・執行する前に、国民からの意見に耳を傾け、それを栄養分にして政策を育てていくと同時に(温室)、国民と共に政策を推進(0n)するための知的財産政策に関する国民とのコミュニケーション・プラットフォームである。

今後特許庁は、知的財産政策推進案の確定や確定済み政策を執行する前に、少なくとも2週間以上「知的財産政策国民0n室」に政策内容を掲載し、国民から意見を集約する。また、集約された国民からの意見が政策に反映されるように、特許庁の自主評価基準も変更する予定である。

特許庁は1月22日から政府大田庁舎1階にある特許庁の出入口と特許庁イントラネット上で「特許路1番街」の提案窓口を運営し、ボトムアップ(Bottom-up)の政府革新を推進している。現在、国民が共感して実感できる高品質の特許・商標・デザイン審査の提供を目指す「3人審査制」の導入など、働き方を革新するための課題について議論されている。

「特許路1番街」は、国民と特許庁職員が相互にコミュニケーションを取り、共感できる特許庁の政府革新プラットフォームである。従来の革新活動とは異なり、政策提案、提案熟成、細部推進案づくりなど、政府革新の全過程に国民と特許庁職員が参加し、コミュニケーションするという点が特徴である。

現在は、特許庁職員向けの「特許路1番街」のみ運営しているが、2月末までに出願人が頻繁にアクセスする特許庁のホームページとソウル事務所に国民向けの「特許路1番街」を設置することで、国民からも知的財産政策に関するアイデアや提案を受け付ける予定である。

特許庁長は「今年1月から始まった『特許路1番街』と『開かれた討論会』などの特許庁の取り組みは肯定的に評価できる」とし、「しかし、政府革新は国民の立場で国民が希

望する行政サービス提供を目指すため、『知的財産政策国民 0n 室』は特許庁と国民が常にコミュニケーションを取り、協力する窓口になると見込んでいる」と述べた。

## [添付 1] 「知的財産政策国民 0n 室」の導入による国民意見集約（案）

### 推進背景

- 国民からの意見を集約し、国民の観点から政府政策を推進するよう VIP が指示(1月 30 日)
- これを受け、国民が提案（\*）する政策だけでなく、特許庁の一般知的財産政策に対しても国民が参加できる意見集約窓口（目安箱）を設ける必要がある
  - \*（特許路 1 番街）政府革新課題に対する新規提案、提案熟成、細部推進案の検討など、全過程に国民が参加し、国民とのコミュニケーションが取れる特許庁の政府革新プラットフォーム

「あらゆる政策は需要者である国民の観点から推進すべきです。政策に当為性と大義名分があるとしても現場の声に耳を傾けず、一方的に進めると、最初のボタンを掛け違えたまま終わることになりかねません。（中略）政府部処の業務遂行方式も変わらなければなりません。専門家の報告書や討論会などの形式的な手続きを経たからといって政策の正当性が確保できるわけではありません。」(1月 30 日、長次官ワークショップで大統領)

### 推進案

- 特許庁のホームページに特許庁の一般知的財産に対する国民の意見を集約するチャンネルである「知的財産政策国民 0n 室（\*）」を新設
  - \*政策を推進・執行する前、国民からの意見に耳を傾け、それを栄養分にして政策を育て（温室）、国民と共に政策を推進（0n）するための知的財産政策に関する国民とのコミュニケーション・プラットフォーム
- 特許庁の政策業務推進プロセス改善（案）
  - 政策推進案の確定、又は政策執行前に「知的財産政策国民 0n 室」に政策内容を掲載し、少なくとも 2 週間以上、国民から意見を集約する
    - \*現在、特許庁のホームページで運営中の「国民討論」を「知的財産政策国民 0n 室」に変更
  - 国民の意見を採択し、政策内容に反映（反映の結果をホームページで公表）
- 国民からの意見集約を強化するための自主評価基準を変更
  - 国民から意見を集約したのか、国民の意見を誠実に反映したのかなどに関する評価基準を強化

## 今後の計画

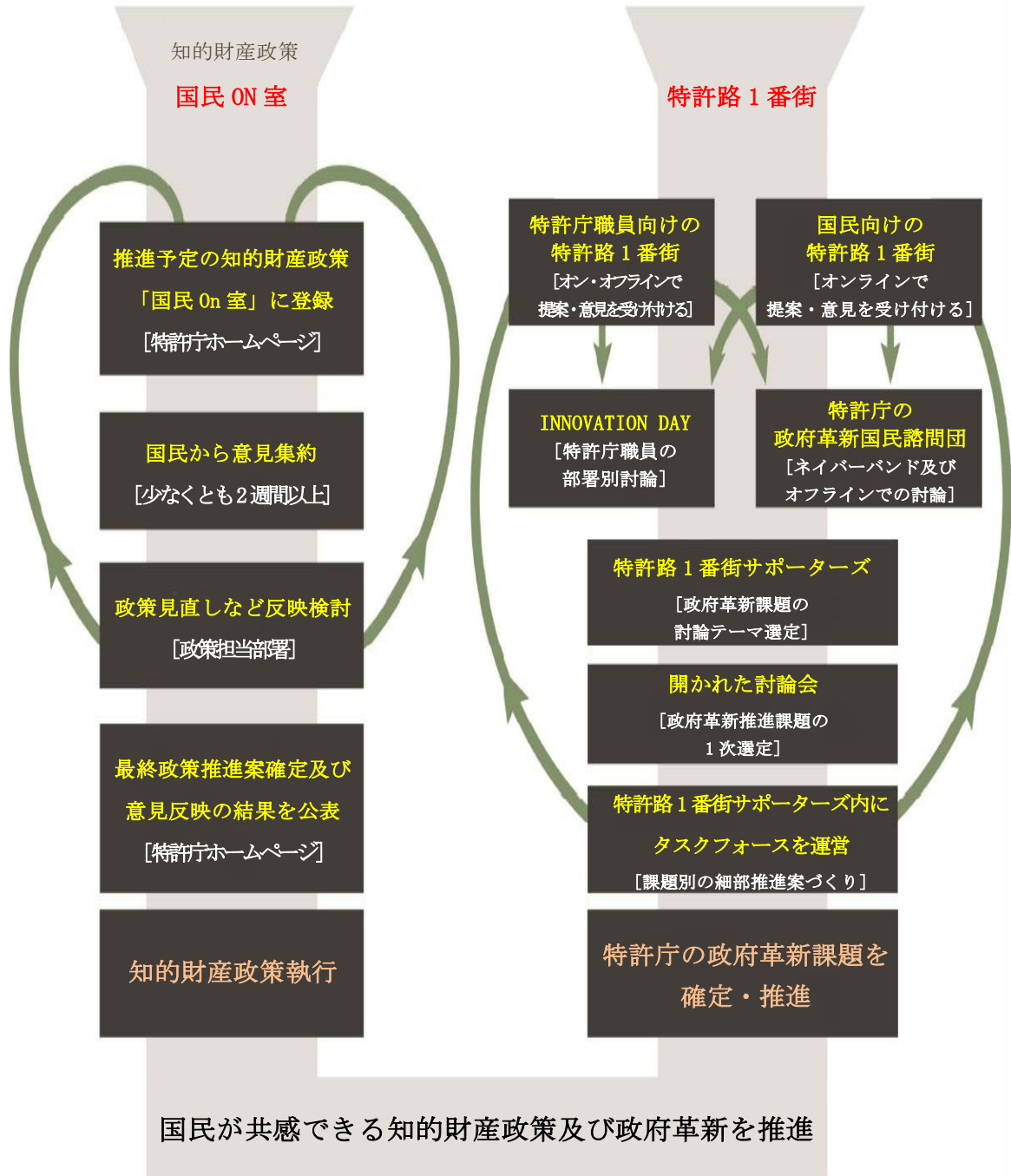
特許庁のホームページで「知的財産政策国民 On 室」を開設・運営：2月12日

自主評価基準の変更案づくりおよび意見照会：3月中

## [添付2] 特許庁の政府革新推進体系(特許庁の政府革新における2つの心臓)

国民の意見を反映する Top-down 方式の政策推進

Bottom-up 方式の政府革新課題推進



## 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 平昌冬季オリンピックのブランド・デザインの中の「韓国的美」

韓国特許庁(2018.2.6)

2018 平昌冬季オリンピックは、冬季オリンピックでは史上最多となる国・地域と人が参加する過去最大規模の大会となるだけでなく、ブランド・デザイン登録でも過去最多となる見通しである。

\*ソチ冬季オリンピック（2014）：88 カ国→平昌冬季オリンピック（2018）：92 カ国

韓国特許庁は6日、平昌冬季オリンピック組織委員会（以下、組織委）が出願した平昌冬季オリンピック関連の商標権とデザイン権が約500件に及ぶと発表した。

オリンピック開催国は、オリンピックの公式ブランドとデザインを通じて自国の文化や伝統を世界に発信し、デザインのレベルについて評価を受けることができる。そのため、開催国は自国が持てる能力を総動員して公式デザインに注力し発表する。

特許庁に出願された平昌冬季オリンピックの公式デザインを詳しく見てみると、そのような悩みがうかがえる。

例えば、商標権として出願されたブランドのうち、オリンピックを象徴する公式マスコットである「スホラン」と「バンダビ」は、韓民族の守護神とも言える虎と、江原道を象徴するツキノワグマを現代的に再解釈したものである。

エンブレムは平昌のハングル「평창」の子音と雪の華の形を現代的に解釈し、陰陽五行原理の伝統色彩を加えて韓国的美を誇っている。

デザイン権として出願された聖火棒の場合、棒には伝統白磁をモチーフにした5つの炎が、上部には5つの炎が一つに集まるように設計された。和合のメッセージを伝えると

ともに、たおやかな曲線を生かし、伝統の美しさ最大限に引き出したという評価を受けている。

メダリストに与えられるメダルにはハングルの子音を、メダルのリボンには韓服の素材である絹（甲紗）を活用した。メダルケースには伝統的な瓦屋根の曲線を再解釈して適用することで、伝統美を引き立たせている。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「韓国伝統、現代、未来が調和した平昌冬季オリンピックの公式ブランド・デザインが、調和の象徴として記憶に残ることを期待している」とし、「公式デザインを注意深く見つめながら、それぞれの意味を探し出すのも、オリンピックをもっと楽しめる観戦ポイントになるだろう」と述べた。

2018 平昌オリンピック関連デザインの知的財産権に関する詳細については、「ネイバーホームのデザイン」と特許庁の「デザインマップ」(<https://www.designmap.or.kr>)で確認できる。特許庁は、オリンピックが開幕する2月9日（金曜）からネイバーホームのデザインで、デザインの知的財産権情報を週1回提供する予定である。

## その他一般

### 5-1 平昌オリンピックの案内サービスは人工知能ロボットに！

韓国特許庁(2018.2.5)

AIを利用した案内ロボットが平昌冬季オリンピックの主要な場所で活躍すると見込まれる中、AIを基盤にした案内ロボットに関する特許出願件数が大幅に増加していることが明らかになった。

韓国特許庁は、AIを基盤にした案内ロボット分野の特許出願が2013年から本格的に始まり、2015年以降、急増していると発表した。

案内ロボットとは、顧客との相互作用を通じ、ニーズを把握して案内サービスを提供するロボットである。24時間働ける上、人間の代わりに肉体や感情労働ができるというメリットがあるため、関連サービス産業に好影響を与えると期待が高まっている。

AIを基盤にした案内ロボットに関する特許出願件数は、2014年、2015年にはそれぞれ26件、39件に過ぎなかったが、最近2年間（2016～2017）の出願件数（133件）は、2年（65件）前に比べて2倍以上に増えたことが分かった。案内ロボットの活動領域は、

ホテルやショッピングモールは言うまでもなく、金融商品を案内する窓口へと広がっていることを考えると、今後も関連出願は増え続けるだろう。

最近3年間のAIを基盤にした案内ロボット関連の出願人の動向を見ると、大手企業が83件で全体の48%、中小・中堅企業が32件で19%、外国企業が29件で17%を占めており、大手企業による出願割合が相対的に高いことが分かる。

これは、AIを基盤にした案内ロボット分野が第4次産業革命のコア技術として、急速に高度化し、さまざまなサービスに適用される可能性があるため、市場を先取りしたい大手企業が技術開発に取り組んでいるためである。

特許庁ロボット自動化審査課の課長は「AIを基盤にした案内ロボットは複数のサービスと結合し、次第に普及するだろう」とし、「技術分野における知的財産権の確保は、市場で優位に立つ上で重要な手段であるため、持続的な技術開発および早急な権利化が何より必要である」と強調した。

特許庁は、韓国企業の特許創出能力を強化するために、特許権と連携したロボット技術の研究開発戦略の策定（IP-R&D）を支援している。また、関連先行技術情報を提供するIPサービス企業を育成し、雇用創出にも貢献する予定である。

## 5-2 5G 移動通信サービス、平昌オリンピックでお披露目される

韓国特許庁(2018. 2. 12)

2018 平昌冬季オリンピックで5G（第5世代）移動通信の試験サービスがお披露目され、5G 移動通信への関心がさらに高まっている。

特許庁は、5G 移動通信規格に関する国際標準化が進み、5G 移動超広帯域（eMBB）サービス関連の特許出願件数がここ数年、大幅に増えていると発表した。

5G 移動超広帯域サービスとは、超高周波帯域の広い帯域幅を利用し、より速くデータを転送するための移動通信サービスを指す。LTE よりも 20 倍速い転送速度（最大 20 Gbps）を提供し、移動中にも 100 Mbps の転送速度を保証するため、ユーザーがデータの遅延などを感じることはない。そのため、今後は一般通話だけでなく、仮想現実（VR）・拡張現実（AR）や超高画質の映像ストリーミング配信、ホログラムなど、さまざまな分野に適用される見通しである。

5G 移動超広帯域サービスに関する特許出願件数は、2013 年と 2014 年にはそれぞれ 16 件、27 件に過ぎなかった。しかし、2015 年には前年比、実に 5 倍近く増加し 133 件となり、2017 年には 191 件が出願され、関連特許出願件数が着実に増加していることが分かった。現在、5G 国際標準化が進んでいることを考えると、今後もこの増加傾向は続くと思われる。

詳細技術別では、超高周波帯域のビームフォーミングおよび空間多重化技術が 32% と最も高くなっている。これは、超高周波帯域の利用時に現れる、電波の減衰や性能低下という問題解決に欠かせない技術であるため、当然の結果だといえるだろう。他にも多重接続および波形技術が 17%、セルの小型化技術が 16%、干渉制御技術が 10%、二重化技術が 8%、その他の技術が 17% を占めている。

出願人別では、韓国企業による出願が 62% と最も多く、韓国の大学および研究所が 32%、海外企業および研究所が 6% を占めており、韓国企業が該当技術をリードしていることが分かった。これは、韓国企業が 5G 移動超広帯域サービス市場の重要性を認識し、関連技術を先取りするために、研究開発に積極的に取り組んだ結果だといえるだろう。

特許庁移動通信審査課の課長は「5G 移動超広帯域通信は、第 4 次産業革命時代の多様なサービスを可能にする重要なインフラであり、今後、関連産業の発展および雇用創出に貢献すると見込まれるだけに、5G 移動超広帯域技術を先取りし、市場競争力を備えるためには関連特許権の確保に取り組んでいくことが何よりも重要だ」と訴えた。

特許庁は、5G 移動通信技術が含まれる第 4 次産業革命の技術に関する出願について正確な審査を行うために、当該技術に対する進歩性の判断基準を設けており、「特許・実用新案審査基準」にその内容を反映し、今年から施行している。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム